ご来庁時は必ず 045-948-2580, 2581 までご予約をお願いします

農地の権利を移転･設定する手続き（農地法第３条）の一般的な流れ

ご相談から許可までの一般的な流れ

事前相談

＜ご持参いただくもの＞
① 申請地の「登記簿謄本」
② 申請地と、譲受人世帯の所有･借入農地の「公図」
③ 申請地と、譲受人世帯の所有･借入農地の「案内図」
④ 「土地家屋総合名寄帳登録事項証明書」

↓

約 2～3 週間

現地調査
（全農地）

立入りに地権者の同意が必要な場合や、農地に施錠がされている場合は、お知らせください。

↓

結果連絡・来庁日調整

現地調査の結果をご連絡します。

↓

申請案内

申請書作成時の注意事項をご案内します。

↓

申請書作成

↓

毎月 10 日頃
（ 締 切 ）

申請

各基準を満たすことを確認し、申請します。
（土日祝祭日の場合、前営業日が受付〆切日）
※ 許可が下りるまでは、権利の設定・移転はできません。

↓

毎月下旬頃　農業委員会会議

↓

許可書発行

許可要件を満たす場合、許可となります。
許可が下り次第、ご連絡いたします。

↓

権利の設定・移転